

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年10月26日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年11月13日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成19年11月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
寺の川地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 寺の川地区	まんのう町土地改良課
宮西地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮西地区	〃
合三木又地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 合三木又地区	〃
旭東地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 旭東地区	〃
五毛地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 五毛地区	〃